

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月9日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。  
(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)  
公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 2                      国名：ベトナム      担当：地球環境部  
案件名：ホイアン市日本橋周辺水質改善計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年12月中旬～2014年11月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における下水道整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月23日から2013年10月25日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月23日から2013年10月28日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月8日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知           ：11月下旬
- (5) 契約交渉               ：11月下旬～12月上旬

5 業務の目的

ベトナムでは急激な経済成長と都市化が進行するなか、下水道施設の整備が遅れており、増大する家庭排水・商工業排水に比して下水処理能力は極めて限定的である。都市部においても、汚水は概してセプティックタンク（腐敗槽）で簡易処理されているのみである。しかし、セプティックタンクは汚泥の引き抜き・清掃等の適切な維持管理が行われておらず、排水管網も十分整備されていないため、汚水は必ずしも適切に処理されていない。そのため、都市部を流下する河川・水路、地下水は、家庭からの未処理の排水等による大きな汚濁負荷を受けており、これら河川が最終的に流れ込む主要河川においても、家庭用取水源の水域に適用される国の表流水質基準を満たしていない。

「ホイアンの古い町並み」として世界文化遺産に登録されているホイアン市は、16世紀末から17世紀にかけて国際貿易港として繁栄し、日本人街があったことでも有名である。市中心部を流れる水路に架けられている「日本橋」が町のシンボルとなっており、年間140万人の観光客を誘致しており、観光業は同市の主要産業となっている。同市は、市街地の一部で下水道整備を進めているが、未だ完成の目処は立っておらず、生活排水は未処理のまま水路や河川に垂れ流されている。なかでも日本橋直下を流れる水路（日本橋水路）の水源流域は、下水道計画策定後に宅地開発が進んだ区域であるために、下水道整備区域に含まれておらず、日本橋水路の水質は国の水質基準を大幅に下回るとともに、臭気も問題となっている。このことから、生活環境の悪化のみならず、観光業への悪影響が懸念されている。

上述の背景により、機構は2012年6月に「ベトナム国ホイアン市下水整備情報収集・確認調査」を行い、ホイアン市全体の適切な汚水処理に必要な情報収集を行い、本事業の必要性を確認した。

こうした状況を踏まえ、ベトナムは我が国に対し、ホイアン市日本橋周辺での水質改善を目的とした無償資金協力「ホイアン市日本橋周辺水質改善計画」（以下、「本プロジェクト」という。）を要請した。これを受けて、要請の背景や無償資金協力案件としての妥当性を確認するとともに、適切な概略設計を行った上で概算事業費を算出することを目的とした協力準備調査を実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 国内作業

- 1) 要請書および既往調査報告書等の関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。
- 2) 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。
- 3) 調査全体の方針/方法、作業計画、協力計画案を検討するとともに、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 4) インセプション・レポートおよび協力準備調査報告書作成表を作成する。

(2) 第一フェーズ現地調査

- 1) インセプション・レポートの説明・協議
- 2) ベトナム国上位施策・計画の確認および本協力との整合性確認
- 3) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査
- 4) 無償資金協力としての適切な協力範囲、規模、内容に関する調査

- 5) 対象地域の汚水排出状況、ホイアン市における汚水処理の全体計画の確認
  - 6) 日本橋周辺の水質改善、観光価値の改善に最適な手法の検討
  - 7) 用地取得、住民合意の形成に必要な情報の収集、提供、実施支援
  - 8) 下水処理施設と下水収集方法の検討
  - 9) 運営・維持管理体制の検討
  - 10) ソフトコンポーネントの必要性の確認
  - 11) 社会調査、自然条件調査
  - 12) 施工計画調査
  - 13) 調達事情調査(第3国調達可能性調査を含む)
  - 14) 環境社会配慮調査(環境アセスメント報告書案および簡易住民移転計画案の作成)
  - 15) 温室効果ガス削減効果の検討
  - 16) 協力の直接・間接効果に係る評価方法の検討
  - 17) 先方負担事項の実施に関する提言(公租公課の免税手続き、用地確保、住民合意、EIAの実施、工事許可等)
  - 18) 事業認可の取得支援
  - 19) その他関連情報の収集
  - 20) 事業内容の合意、事業認可取得予定の確認
- (3) 第一フェーズ国内解析
- 1) 第一フェーズ現地調査での結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。
  - 2) 第二フェーズ開始条件の準備状況の確認
  - 3) 第二フェーズ開始の可否の評価
- (4) 第二フェーズ現地調査
- 1) 事業認可取得内容の確認
  - 2) 概略事業費(無償)の算出に必要な情報収集
- (5) 第二フェーズ国内解析
- 1) 準備調査報告書(案)の作成
  - 2) 概略事業費(無償)の算出
  - 3) 設計総括表、積算総括表を作成し、機構の確認を得る。
- (6) 報告書(案)説明現地調査
- 準備調査報告書(案)を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(詳細調査に基づく事業費のドラフトを含む)
- (7) 国内作業
- 相手国政府への準備調査報告書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に要約版を含む準備調査報告書等を作成する。

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート：2013年12月下旬
- (2) 現地調査結果概要：2014年3月上旬
- (3) 準備調査報告書(案)：2014年9月上旬
- (4) 準備調査報告書：2014年11月中旬

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/下水道計画(評価対象予定者)
- (2) 下水道施設計画(評価対象予定者)
- (3) 下水道管路計画/市民啓発
- (4) 調達計画/積算/施工計画
- (5) 維持管理計画/財務計画
- (6) 環境社会配慮

## 9 特記事項

- ・2012年6月に「ベトナム国ホイアン市下水整備情報収集・確認調査」実施済み
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。